## 要約版

## 第1章 指導監査の概要

## 1. 一般監査の概要

令和4年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

なお、中核市である長崎市及び佐世保市に所在する社会福祉施設・事業所等の指導監査に ついては当該中核市が行い、また、各市に所在する社会福祉法人のうち当該市内のみで事業 を行う法人の指導監査については当該市が行っています。

## (I) 社会福祉法人(5頁参照)

Ⅰ Ⅰ Ⅰ Ⅰ 法人のうち、38法人(34.2%)に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人は24法人(63.2%)(以下「指摘率」という。)で、指摘事項の件数は67件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

#### 【法人運営】

- ・評議員・評議員会に関すること(14件)
- ・理事会に関すること(| | 件)

### 【管理】

・会計管理に関すること(|4件)

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、引き続き指導していく必要があります。

## (2) 社会福祉施設(6頁参照)

社会福祉施設とは、老人福祉施設等(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等)、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

582施設のうち、428施設(73.5%)に対して指導監査を行いました。 指摘率は22.4%(96施設)で、指摘事項の件数は165件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○老人福祉施設等では、

### 【運営・管理】

・災害等事故の防止対策が不十分(4件)

#### 【入所者処遇】

・その他(定員超過など)(4件)

## 【経理事務】

- ·会計処理が不適切(|件)
- ○児童福祉施設では、

## 【運営・管理】

- ・就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離(13件)
- ・災害等事故の防止対策が不十分(11件)

#### 【職員処遇】

・給与、各種手当の支給が不適正(IO件)

### 【経理事務】

- ·会計処理が不適切(I5件)
- ・工事、高額物品購入事務処理が不適切( | 6件)
- ○障害者(児)福祉施設では、

## 【運営・管理】

・その他(消防計画の自主点検が未実施)(1件)

## となっています。

このため、就業規則等の整備、災害等事故の防止対策、適正な会計処理等について、引き続き指導していく必要があります。

## (3) 介護保険施設・事業所 (7頁参照)

介護保険施設・事業所については、I, 433施設・事業所のうち、438施設・事業 所(30.6%)に対して運営指導(令和3年度まで実地指導)を行いました。

指摘率は5.7%(25施設・事業所)で、指摘事項の件数は48件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

## 【人員に関する基準】

・職員の不足、必要な資格が無いなど(27件)

#### 【運営に関する基準】

- ・サービスの取扱方針の不備・不徹底など(IO件)
- ・勤務体制の確保が不十分など(2件)
- ・非常災害対策の不備(1件)

【介護給付費の算定及び取扱い】(8件)

となっています。

このため、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の 適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護給付費の加算請求の適正化と ともに、利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスが提供される よう、引き続き指導・助言していく必要があります。

## (4) 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所(8頁参照)

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所については、1, 143事業所のうち、319事業所(27.9%)に対して実地指導を行いました。

指摘率は74.0%(236事業所)で、指摘事項の件数は728件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

## 【運営に関する基準】

- ・虐待防止の対策が不十分( I 3 9 件)
- ・身体拘束等適正化のための対策が不十分(107件)
- ・非常災害対策の不備 (70件)
- ・運営規程の不備(62件)

## 【介護給付費等の算定及び取扱い】(62件)

- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切
- ・加算対象とならないものを誤って算定 など

## となっています。

このため、利用者支援を第一に考えた運営を求める必要があることから、虐待防止及び 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置・開催、非常災害対策、介護給 付費等の適切な算定、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し等について、引き続 き指導・助言していく必要があります。

### 2. 特別監査の概要

県民からの情報提供等により3件の特別監査を実施し、過年度分を含めて2件の改善勧告と1件の行政処分を行いました。その他、令和5年度への継続が1件(令和5年9月に改善勧告)となっています。

# 3. 指導監査の実績

	区分	監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)		
社会福	祉法人	111	38	34.2		
	法人計	111	38	34.2		
老人福	祉施設等	280	133	47.5		
児童福	祉施設(障害児施設を除く)	292	292	100.0		
婦人保	護施設	I	I	100.0		
児童福	祉施設(障害児施設)	7	2	28.6		
身体障害		2	0	0.0		
	施設計	582	428	73.5		
介護	介護保険施設(施設サービス)	121	28	23.1		
保険	居宅サービス事業所	843	265	31.4		
施設・	介護予防サービス事業所	469	145	30.9		
事業所	計	1,433	438	30.6		
障害	障害福祉サービス事業所	912	237	26.0		
福祉	障害児通所支援事業所	231	82	35.5		
事業所	計	1,143	319	27.9		
	法人・施設・事業所 合計	3,269	1,223	37.4		
	老人福祉関係市町	19	10	52.6		
措	児童福祉関係市町	19	9	47.4		
置等	児童相談所(児童・障害)	4		25.0		
機	婦人相談所	I		100.0		
関	障害福祉サービス関係市町	21	4	19.0		
	計	64	25	39.1		
	総 合 計	3,333	1,248	37.4		

監査対象数は、令和4年4月1日現在

# 4. 文書指摘の主な事項(年度別)

# 【社会福祉法人】

	区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	前年度比 (%)
指導監査対象法人数		97	105	105	111	111	100.0
指導監査実施法人数	(A)	38	30	24	35	38	108.6
文書指摘を受けた法人数	(B)	16	8	8	20	24	120.0
В/А		42.1%	26.7%	33.3%	57.1%	63.2%	
	指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
I 法人運営		35	5	14	28	43	153.6
I 定款	・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。 等	6	0	2	4	5	125.0
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人)	・内部管理体制が理事会で決定されているか。 等	0	0	0	0	0	1
3 評議員・評議員会	・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。 等	11		6	10	14	140.0
4 理事	・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まれなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。 等	-	2	0	0	5	1
5 監事	・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。 等	3	0		_	3	300.0
6 理事会	・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。 等	6	0	5	13	11	84.6
7 会計監査人	・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	0	1
8 評議員、理事、監 事及び会計監査人 の報酬	・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等	8	2	0	0	5	1
Ⅱ事業		0	0		2	7	350.0
事業一般	・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	I		3	300.0
2 社会福祉事業	・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0	I
3 公益事業	・適正に実施されているか	0	0	0	I	2	200.0
4 収益事業	・適正に実施されているか	0	0	0	0	2	-
Ⅲ 管理		43	13	4	16	17	106.3
Ⅰ 人事管理	・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0	١
2 資産管理	・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。 等	6	1	0	3	I	33.3
3 会計管理	<ul><li>・収支予算は適正に編成、執行されているか。</li><li>・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。</li><li>・資産の評価は適正に行われているか。</li><li>・会計帳簿は適正に整備されているか。</li></ul>	31	10	3	12	14	116.7
4 その他	・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。 等	6	2	1	1	2	200.0
	合 計	78	18	19	46	67	145.7

# 【社会福祉施設】

区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	前年度比 (%)
指導監査対象施設数	566	584	585	581	582	100.2
指導監査実施施設数 (A)	496	490	447	438	428	97.7
文書指摘を受けた施設数 (B)	103	82	121	132	96	72.7
指摘率(B/A)	20.8%	16.7%	27.1%	30.1%	22.4%	
指摘事項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
I. 運営・管理	64	51	52	85	62	72.9
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	10	8	3	28	14	50.0
② 災害等事故の防止対策が不十分	19	4	10	17	15	88.2
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	1	3	0	3	0	-
④ 労働基準法に基づく届出なし	5	4	2	2	1	50.0
⑤ その他	29	32	37	35	32	91.4
2. 入所者処遇	18	19	30	60	32	53.3
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	0	0	0	0	0	_
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	_
③ 入所者の健康管理が不十分	2	4	1	3	0	-
④ 給食の提供が不十分	12	8	3	4	3	75.0
⑤ その他	4	7	26	53	29	54.7
3. 職員処遇	25	30	89	66	16	24.2
① 給与規程が不備、実態と乖離等	3	4	15	12	4	33.3
② 勤務体制の整備が不十分	0	1	0	0	0	_
③ 給与・各種手当の支給が不適正	17	19	63	42	10	23.8
④ 退職共済制度への加入が不適切	0	0	2	0	0	_
⑤ その他	5	6	9	12	2	16.7
4. 経理事務	36	42	58	38	55	144.7
① 会計処理が不適切	9	16	25	15	16	106.7
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	10	4	9	6	16	266.7
③ 繰入金の処理が不適切	0	0	0	0	0	_
④ 会計責任者等への辞令なし	0	2	0	0	0	_
⑤ その他	17	20	24	17	23	135.3
<u></u>	143	142	229	249	165	66.3

# 【介護保険施設・事業所】

区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	前年度比 (%)
運営指導対象施設・事業所数	1,455	1,483	1,441	1,445	1,433	99.2
運営指導実施施設・事業所数 (A)	490	477	232	235	438	186.4
文書指摘を受けた施設・事業所数(B)	39	14	7	14	25	178.6
指摘率(B/A)	8.0%	2.9%	3.0%	6.0%	5.7%	
指摘事項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
I. 人員に関する基準	16	8	0	13	27	207.7
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	16	8	0	13	27	207.7
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0	_
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0	_
3. 運営に関する基準	68	9	7	10	13	130.0
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	8	1	0	0	0	_
② サービス提供の記録などの不備	1	0	0	0	0	_
③ 利用料の受領に関する不備	I	0	I	0	0	_
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	8	5	4	7	10	142.9
⑤ 運営規程の不備	7	0	0	0	0	_
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	12	1	1	1	2	200.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	9	0	0	0	0	_
⑧ 衛生管理が不十分	11	I	0	2	0	_
⑨ 個人情報取扱いの不備など	5	1	0	0	0	_
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	_
① 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	0	_
② 会計処理区分が不明確など	0	0	0	0	0	_
③ 非常災害対策の不備	0	0	0	0	1	_
④ その他	6	0	1	0	0	_
4. 介護給付費の算定及び取扱い	12	5	5	1	8	800.0
5. その他	O	0	ı	0	0	_
合 計	96	22	13	24	48	200.0

## 【障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所】

F1.3	【障害福祉サービ人事業所・障害児週所文援事業所】									
	区  分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	前年度比 (%)			
実地		1,206	1,095	1,123	1,143	1,143	100.0			
実地	指導実施施設・事業所数 (A)	340	392	241	188	319	169.7			
文書	指摘を受けた施設・事業所数(B)	271	309	165	107	236	220.6			
指插	i率(B/A)	79.7%	78.8%	68.5%	56.9%	74.0%				
	指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)			
١.	人員に関する基準	32	24	18	3	1	33.3			
	① 職員の不足、必要な資格が無いなど	32	24	18	3	1	33.3			
2.	設備に関する基準	6	10	0	0	4	_			
	① 設備、居室、病室などの不備	6	10	0	0	4	_			
3.	運営に関する基準	723	760	332	173	634	366.5			
	① 内容・手続きの説明・同意が不十分	9	15	6	5	14	280.0			
	② サービス提供の記録などの不備	15	15	15	23	12	52.2			
	③ 利用料の受領に関する不備	15	22	9	5	7	140.0			
	④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	13	0	1	0	3	_			
	⑤ 運営規程の不備	124	136	63	37	62	167.6			
	⑥ 勤務体制の確保が不十分など	59	46	30	17	33	194.1			
	⑦ 重要事項等の掲示が不十分	22	16	4	2	2	100.0			
	⑧ 衛生管理が不十分	28	44	9	1	20	2,000.0			
	⑨ 個人情報取扱いの不備など	12	17	4	2	5	250.0			
	⑩ 苦情解決体制が不十分など	5	5	4	3	3	100.0			
	① 事故発生時の対策が不十分	20	2	4	6	7	116.7			
	② 会計処理区分が不明確など	53	45	16	9	32	355.6			
	③ 非常災害対策の不備	92	97	32	16	70	437.5			
	④ その他	256	300	135	47	364	774.5			
	(I)個別支援計画の取扱いが不十分	77	82	65	17	30	176.5			
	(2)虐待防止の対策が不十分					139	_			
	(3)身体拘束等適正化のための対策が不十分					107	_			
	(4)その他	179	218	70	30	88	293.3			
4.	介護給付費等の算定及び取扱い	135	153	107	52	62	119.2			
5.	その他	73	74	21	8	27	337.5			
	合 計	969	1,021	478	236	728	308.5			